



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2018.8月号

発行/弁護士法人リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

問題社員への対応と法的留意点



7月9日に、千葉県経営者協会において、「問題社員への対応と法的留意点」と題し、ローパーフォーマーや、指示に従わない社員への対応等についてお話をさせていただきました。今回は、その内容をご紹介します。

Q

ローパーフォーマー（能力不足の社員）は、どういった場合に解雇できますか。

解雇権濫用法理の適用がありますので、基本的に解雇は難しいといえます。

しかし、

1. 当該社員を会社から排除しなくてはならないほど、会社に与える影響が大きい。
2. 複数回にわたって注意・指導がなされたのに改善の見込みがない。
3. 当該社員の現状に酌むべき事情がない。
4. 配置転換や降格により当該社員が能力を発揮することができない。

といった要件を満たせば、例外的に解雇が有効になり得ます。ただし、4については、管理職として採用したとか、職種を限定して採用した場合にも、絶対に考慮しなければ解雇が違法になるという性質のものではありません。

Q

注意・指導の際に気を付けることはありますか。

法は、いったん雇用した社員をできるだけ雇用し続けるよう求めています。能力不足の社員であってもそれは同じです。

となれば、会社にとっては、社員が立ち直り、または能力を発揮できるようになることが、もっともリスクの小さい方法です。会社への貢献もしてもらえ、法的紛争リスクもありません。

裁判所も、「注意・指導が本人のためになされているか」「やめさせるための実績作りのために注意・指導をしていないか」という側面から、注意・指導の内容を見ています。

「辞めさせるために無理な目標（他の社員にも達成困難）を設定し、その目標が達成できないとして不平等な取り扱いをする。」「他の社員が同じようなミスをして指導しないのに、ある社員のみを狙い撃ちにして些細なミスに対する文書などでの指導を繰り返す。」といった態度は、裁判所に必ずわかってしまい、裁判所の心象を悪くします。

Q

解雇できないとしても、何か対応方法はないでしょうか。

査定で差を設けるべきと考えます。査定を全社員横並びでつける必要はありませんし、それでは査定の意味がありません。

会社への貢献度が高い社員に良い査定をし、能力不足や指示に従わない社員に悪い査定をして、賞与や昇給に差をつけることは、基本的に会社の人事権の範囲内です。裁量の範囲も広く認められ、争われる法的リスクも低いので、手段として最も合理的なものといえます。

きちんと査定することは難しいことですが、方法として検討していただきたいと思います。



【成田法律事務所】
所属弁護士
宮崎 寛之
(みやざき ひろゆき)

プロフィール

2006年中央大学法学部法律学科卒業、2008年中央大学法科大学院修了後、弁護士登録（千葉県弁護士会）。日弁連裁判官制度改革・地域司法計画推進本部委員。平成29年度千葉県弁護士会常議員。主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行うと共に、千葉県経営者協会労務法制委員会等の講演の講師も務める。趣味は音楽鑑賞、ゴルフ。

介護事業所の経営者・幹部・管理者さま向け無料セミナー

社労士・弁護士・保険代理店が
人事労務対策を解説!!

介護事業所 人事労務問題セミナー

【主な内容】 地元千葉の社会保険労務士/弁護士/保険代理店が、介護事業者様が抱える様々な人事労務問題について、それぞれの視点で、解説・対策をお伝えします。

船橋開催

【日時】9月26日(水) 15:00~17:30
【場所】クロス・ウェブ船橋
【定員】15名

千葉開催

【日時】9月27日(木) 15:00~17:30
【場所】千葉カンファレンスセンター
【定員】20名

参加
無料

【講師】 弁護士法人リーガルプラス: 谷 靖介 浅山社会保険労務士事務所: 浅山 雅人 ほけんプラザエイブス: 岡本 隆一郎

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132

受付時間: 平日9:30~17:00/担当: 岩本 (いわもと)

ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

■ 実事例からわかる、交通事故事件における弁護士の役割

■ 交通事故の態様

Xさんが事故に遭ったのは、バイクを運転して渋滞する道を通勤していたときでした。Xさんは、青信号の丁字路交差点を直進中、細い道に入ろうと右折してきた自動車にはねられました。本件事故により、Xさんは右足首を骨折するという大けがをしてしまいました。

ご依頼者(被害者)	Xさん
相手方(加害者)	Yさん
相手方任意保険会社	Z社
解決方法	交渉
解決までに要した期間	約6か月

■ ご依頼のきっかけ

Xさんは、Z社から本件事故の賠償金の提示を受けましたが、適正な金額かわからなかったため、当事務所に相談に来られました。Xさんは、相談を踏まえ、ご自身での交渉を試みましたが、Z社が適正な金額での示談には応じなかったため、私が代理人となりました。

■ 事故後の生活とXさんの希望

Xさんのけがは右足首の骨折でしたので、事故後半年間は固定装具を装着し、松葉杖を使用していました。けがのため、バイクを運転することができませんでしたので、仕事中の移動はタクシーを、通勤はタクシーと公共交通機関を利用し、時には奥様が1日3時間かけて送迎をしていました。

Xさんの勤務する会社からは、タクシー代や奥様の送迎代は支給されませんでしたので、Xさんは、これらについてはZ社に請求したいと希望していました。

■ ご依頼前のZ社の対応

Z社は、タクシー代のほとんどは支払いに応じていました。しかし、Xさんに提示した示談書において、慰謝料の内訳としてタクシー代を計上しており、タクシー代の分、慰謝料を多めに支払っているかのような記載になっていました。なお、奥様の送迎代については対応できないうしていました。

■ 交渉経過

私は、詳細な調査を行い、タクシー代については、裁判例等を示しつつ、Z社が負担すべきであることを丁寧に説明しました。奥様の送迎代に

ついては、記載のある文献はなく、このような請求を認めた裁判例も数件程度でしたが、これらをもとにZ社が負担すべきであることを説明しました。

Z社においては、タクシー代の額が大きく、ほとんど請求されることのない送迎代という費目も含まれていたためか、内部決済には相当な時間を要していました。

結局、Z社から私の主張に対する法的な見解は示されませんでした。ある程度私の請求を前提とした賠償金の提示がございましたので、早期解決を希望するXさんの希望を優先し、当初のZ社の提案金額の2.4倍ほどの金額で示談となりました。

■ 交通事故事件における弁護士の役割

交通事故事件における弁護士の大きな役割は、①交通事故発生から示談までの流れを明確にすることで将来の不安を軽減すること、②保険会社担当者の対応に係る精神的な不安を解消すること、③適正な損害の賠償を受けられるようにすることです。

その他にも、本件のような通勤中の事故の場合には、労災の申請手続きをお手伝いさせていただいたり、会社との間で事故後の対応を調整させていただいたりすることもございます。

近年では弁護士の数も増え、交通事故事件においては多くの方が弁護士を利用するようになってきました。弁護士に相談すると大事になるからよく考えもせずに相談してはいけない、という考えは既に古いものとなりつつあり、今では気兼ねなく相談できる場所になっています。私も、気軽に相談していただけるよう、ご依頼者と触れ合いながら日々精進していきたいと考えております。



【千葉法律事務所】
所属弁護士：今井 浩統(いまい ひろのり)

■ プロフィール

東北大学法学部卒業、早稲田大学法務研究科修士後、弁護士登録(千葉県弁護士会)。主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行う。趣味はソフトテニス、ゴルフ、アコースティックギター、ドライブ。

■ 事務所紹介《千葉法律事務所》

JR千葉駅から徒歩3分の場所にあるリーガルプラス千葉法律事務所は、現在、所属弁護士3名にて地域の皆さまからのご相談をお受けしています。アクセスの良さから、リーガルプラスの自主開催セミナーや勉強会を開催することも多い事務所です。

事務所開設からまもなく2年となり、個人のご相談者さまの他、企業の皆さまからのご相談をお受けする機会も増えてきました。

ひき続き、地域密着型の法律事務所として会って話せる安心感を大切に、法律サービスのご提供に尽力してまいります。お気軽にお問い合わせください。



■ 編集後記

葉が紅葉して落ちる「葉落(はおち)月」から「葉月」になったといわれている8月は、旧暦では秋ですが、まだまだ夏真っ盛り。

今年の夏は大変な猛暑が続く、皆さまお体のお疲れが出てくる頃かと思えます。

ところで、夏バテの原因の1つは脳の疲労、自律神経の疲労とのこと。外気が高温になる夏は、体温を安定させるために自律神経がフル稼働して疲弊すると共に、これ以上の疲弊を招かないために脳が体に疲労を感じさせ、活動させないようにしているとのことです。

自律神経を回復させる一番の方法は睡眠です。質の良い睡眠をとり、残暑を乗り切ってください。



※写真はイメージです。

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】 TEL:03-4455-9129	【市川法律事務所】 TEL:047-712-5100	【津田沼法律事務所】 TEL:047-409-6371
【千葉法律事務所】 TEL:043-301-6761	【成田法律事務所】 TEL:0476-20-3031	【かしま法律事務所】 TEL:0299-85-3350